

# 平成30年第2回 飯塚市議会会議録第6号

平成30年6月29日（金曜日） 午前10時00分開議

## ○議事日程

日程第15日 6月29日（金曜日）

### 第1 常任委員会委員長報告

#### 1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第56号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
- (3) 議案第63号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）

#### 2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第58号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第65号 専決処分の承認（飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例）
- (3) 議案第66号 専決処分の承認（飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例）
- (4) 議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例

#### 3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第59号 飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第60号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更
- (3) 議案第64号 専決処分の承認（飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

#### 4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第61号 市道路線の認定
- (2) 議案第62号 専決処分の承認（平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））

### 第2 経済・体育施設に関する調査特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 議案第68号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第69号 市道路線の認定
- 3 請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願

### 第3 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議案第67号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること

### 第4 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決

- 1 議員提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出
- 2 議員提出議案第6号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出
- 3 議員提出議案第7号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出
- 4 議員提出議案第8号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書の提出

### 第5 報告事項の説明、質疑

- 1 報告第5号 専決処分の報告（カーブミラー転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

- 2 報告第 6号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）
- 3 報告第 7号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申立て）
- 4 報告第 8号 継続費繰越計算書の報告（平成29年度飯塚市一般会計）
- 5 報告第 9号 繰越明許費繰越計算書の報告（平成29年度飯塚市一般会計）
- 6 報告第10号 平成29年度飯塚市土地開発公社の決算
- 7 報告第11号 平成30年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算
- 8 報告第12号 平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算
- 9 報告第13号 平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算
- 10 報告第14号 平成29年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算
- 11 報告第15号 平成30年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算
- 12 報告第16号 平成29年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算
- 13 報告第17号 平成30年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算
- 14 報告第18号 専決処分の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）

第6 署名議員の指名

第7 閉 会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

これより本会議を開きます。

各常任委員会に付託していましたが「議案第56号」から「議案第66号」までの11件及び「議員提出議案第4号」、以上12件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。  
27番 坂平末雄議員。

○27番（坂平末雄）

総務委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第56号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第1号)」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、児童福祉費、児童措置費、私立保育所整備事業費補助金について、幸袋こども園、横田保育園、つばみ保育園の3園を整備することで、待機児童の解消につながるのかということについては、施設整備を行うことにより、定員を50名増員することができるため、待機児童の解消につながるものと考えているという答弁であります。この答弁を受けて、入所できない子どもの実態を把握し、増加する定員にあわせて、早急に保育士を確保すべきであるとの意見が出されました。

次に、児童福祉費、青少年対策費、子ども・子育て支援事業計画策定支援委託料について、策定にあたり、現計画からどのように改善を図るのかということについては、国が本年7月頃には、ニーズ調査結果の詳細を公表するため、その結果を踏まえ、教育保育の現状把握、ひとり親家庭の自立支援、人権教育、食育、いじめや不登校などの施策について調査研究し、策定していきたいという答弁であります。

次に、商工費、商工業振興費、大学生地域交流活性化支援事業費について、どのような団体に補助金を交付するのかということについては、学生や市民が訪れやすい場を拠点として、地域の企業などが交流できるイベントや、学生のアイデアを生かした商品開発、テストマーケティング

等を通じて地域の活性化を図るために活動している「つなぐカフェ運営委員会」に交付するものであるという答弁であります。この答弁を受けて、補助金の交付にあたっては、団体の構成や活動内容等が適正であるか、確認をした上で交付すべきであるとの意見が出されました。

以上のような審査の後、委員の中から、随意契約することを前提にした生活保護システム改造委託料など、不透明で合理性に欠ける無責任な予算計上があるため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」については執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回のたばこ税率の引き上げにより、市税への影響をどのように見込んでいるのかということについては、平成30年4月時点の試算では、2億円ほどの増収は見込まれるが、健康意識の高まりや税率が引き上げられることで、禁煙者がふえることも予測されるため、見込みを下回ることも考えられるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、たばこ税の引き上げについては同意できず、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については賛成多数で、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第63号 専決処分の承認(飯塚市税条例の一部を改正する条例)」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私はただいまの総務委員長報告のうち、議案第56号及び第57号に反対の立場から討論を行います。

まず、「平成30年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号）」についてであります。保育の充実に貢献するものは一步前進として認めるものであります。しかし、その一方で見逃すことのできない重大な予算計上があります。生活保護システム改造委託料966万6千円について、10月からの生活保護費の削減準備のためとしてシステム改造業務を委託するに当たり、既に委託している業者、行政システム九州株式会社に随意契約で追加発注するものとの説明が執行部からありました。総務委員長報告にはありませんでしたが、日本共産党は総務委員会で、この業者、つまり、行政システム九州株式会社が契約で禁止された別会社、株式会社アイネス九州支社への再委託、いわば丸投げを行ってきたことを明るみに出しました。これについて市は、調べてみると当時の担当課長が承認を与えていた協議の記録はないとこのように答弁したわけであります。さらに質問を続けると部長、副市長、市長の決裁もないという事実が明らかになりました。この事態について総務部長が、「当然、決裁をとっておくべきであり非常に申しわけない。」という答弁をただけで市長は弁明にさえ立ちませんでした。再々委託については、調査もせず、届け出がないので、ないものと考えているという答弁さえあったのであります。この状況は既に2015年8月から続いており、事態は深刻であります。日本共産党の今回の指摘がなければ、随意契約が漫然と繰り返されていたところであります。まず、予算を削除した上でしっかりした調査を行い、関係業者にしかるべきペナルティを課すとともに、市長、副市長、関係部長の責任を明らかにして当然であります。ところが、市長のかわりに答弁に立った副市長は、事実関係の調査を行うとも言わず、「行政九州システムと随契するか、アイネスと随契するか、再度検討する。」と全く反省のない答弁でありました。

日本共産党は、そもそも許しがたい国の社会保障切り下げ路線を進めるための委託事務において、システムやソフトに特別な権利を持っているからとして、随意契約を乱用、再委託を容認し、特定の会社に利益を保障するようなこのような不透明で無責任な予算計上を認めることができません。よって、今回の補正予算案には賛成できないのであります。

次は、飯塚市税条例等の一部を改正する条例案についてです。今回条例改正にはなるほどと思う点もなくはありませんが、たばこ税の国で2400億円、本市で2億円に上ると見られる引き上げについては、喫煙による健康被害を抑制する観点は弱く、国の庶民増税路線に無批判に従う姿勢しか見えないのであります。仮に住民福祉、社会保障のための財源確保というのであれば、国は軍事費や無駄な大型公共事業を減らし、大企業や富裕層にその体力に応じた応分の負担を求め、本市においては、新体育館を初めとした大型事業を抑制するべきであります。以上で私の討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第56号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は原案可決されました。

次に、「議案第57号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は原案可決されました。

次に、「議案第63号 専決処分の承認（飯塚市税条例の一部を改正する条例）」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

福祉文教委員長の報告を求めます。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

福祉文教委員会に付託を受けました議案3件及び議員提出議案1件について審査した結果を報告いたします。

「議案第58号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第65号 専決処分の承認（飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例）」及び「議案第66号 専決処分の承認（飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例）」、以上2件については、それぞれ執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」については、提案者から議案書、並びに提出された「条例の検討経緯」等の資料に基づき補足説明を受けるとともに、本会議において審査要望のありました「本条例と法の適合について」は提案者から、「飯塚市要保護児童連絡協議会要綱と法の適合について」、「児童虐待の推移と行政の対応について」、「議会における児童虐待に関する質問・質疑と行政の対応について」及び「児童福祉法等の一部を改正する法律において求められている事項のうち、市が整備できていない事項について」、以上4件については執行部から、それぞれ資料提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

また、同じく審査要望のありました「飯塚市要保護児童連絡協議会関係者等との協議や意見聴取を行うこと」については、執行部から、7月12日開催の同協議会において、協議や意見聴取を行うという答弁があり、委員会として調査を要求することといたしました。

次に、提案者に対する質疑応答の主なものとして、本条例を検討するに当たり、飯塚市要保護児童連絡協議会の全ての関係者との協議、調整が必要ではなかったのかということについては、全ての関係者との協議、調整を行うことがベストだと思うが、現実的に不可能であったため、最低限必要と考えた児童相談所、警察署、児童虐待の拠点病院である飯塚病院及び市の関係各課とは協議を行ったという答弁であります。

次に、市民向けに行った講演会でのアンケート結果や提案議員の聞き取り等で、ある程度の意見集約を行い、本条例の提案に必要な調査、説明はできているということであるが、市民や地域に対する十分な説明や協議が必要不可欠だと考える。現状の説明で本当に市民の協力や理解が得られると考えているのかということについては、本条例案の審議の過程で、市民や要保護児童連絡協議会の構成員等から意見を聴取する機会を設けることにより、さらに理解が得られるのではないかと考えているという答弁であります。

次に、市民の責務等について規定するのであれば、条例案を事前に市民に示す必要があるのではないかとということについては、必ずしも必要であるとは思っておらず、議員有志で検討しているため、限界もあり、議会での審議がそれを補うことになるのではないかと考えているという答弁であります。

次に、要保護児童連絡協議会の機能が拡充されるということであるが、具体的にどのような面が拡充されるのかということについては、放課後児童クラブ職員、社会福祉協議会の福祉委員、民生委員、児童委員などの方々を入れた地域部会を設置することにより、地域で児童虐待防止にかかわる人をふやすことができると考えているという答弁であります。

次に、要保護児童連絡協議会の構成員の中から挙げた課題は、どのような内容だったのかということについては、個別ケース検討会議や部会の中で、情報共有にばかり時間がかかり、支援方針の決定については短時間で終わるなど、子どもの最善の利益という面で考えたときに、疑問を感じるといった内容であったという答弁であります。

次に、現在、国が児童虐待に対する緊急対策を取りまとめており、既に要保護児童連絡協議会がある中で、なぜ今、議員提案による新たな条例が必要なのかということについては、地域にはそれぞれの事情があり、国の動向よりも、本市においてベストなものを早期に制定する必要があると考える。また、現状においては、要保護児童連絡協議会要綱が定められているが、議会は要綱を変更することができず、現行制度を強化する方法は条例制定しかないと考え、提案するに至ったという答弁であります。

次に、第19条に「通告を受けてから48時間以内に当該通告に係る子どもの安全を確認するものとする」と規定しているが、問題はないのかということについては、「児童虐待の防止等に関する法律」及び「市町村子ども家庭支援指針」にも同様の内容が示されており、児童虐待への対応の緊急性を考えると、全く問題はないと考えているという答弁であります。

次に、第29条で代表者会議の構成員に「市議会が推薦する者」とあるのは、議会が行政を外部からチェックするだけでは不十分と考え、規定しているのかということについては、児童虐待防止を考える上で、外部からチェックするだけではわからない部分も多く、代表者会議においてその対策が十分であるかどうかを判断すべきだと考えている。現状では議員が入ることで不都合が生じることはないと考えているという答弁であります。

次に、第30条で事務局の設置が規定されているが、児童福祉法第25条の2第4項に規定されている調整機関を兼ねるのか。また、現状では子育て支援課がその役目を担っているが、他団体での構成を考えているのかということについては、要保護児童連絡協議会の構成員は多岐にわたるため、過重な負担がかかっていると感じており、協議会を円滑に運営するため、他団体も含

めた事務局を新たに設置すべきだと考えているという答弁であります。

次に、要保護児童対策地域協議会の調整機関が、本条例の中に規定されていないのはなぜかということについては、児童福祉法に、「地方公共団体の長が、一に限り調整機関を指定することができる」と定められ、条例に委任規定を設けているため、施行に際して、市長が指定することで対応できると考えているという答弁であります。

次に、執行部に対する質疑応答の主なものとして、第19条の規定は、政令市の条例を参考につくられているが、政令市と本市では権限の違いはないのかということについては、政令市は児童相談所を持っており、強制的な調査権限を有するという点が異なっているという答弁であります。

次に、通報から48時間以内に対応できる体制整備について、休日等の対応は可能なのかということについては、現状でも緊急時には担当課が児童相談所と連携し、対応していることから、特に問題はないと考えているという答弁であります。

次に、要保護児童対策地域協議会の代表者会議の構成員に、「市議会が推薦する者」と規定されていることについて、どのように考えているのかということについては、現在の協議会の代表者会議は、虐待に対応する実務を行っている関係団体によって構成されており、今後も同様の形で構成すべきであると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、今後、調査要求を行った事項について結果報告を受け、引き続き慎重に審査する必要があるということで、継続審査とすることに決定いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

私は、「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」について審査要望しておりましたので、何点か委員長報告に質問させていただきます。

まず、児童福祉法の一部を改正する法律が平成28年5月27日法63号ということでできてきて、いろいろな面で各改正が行われておるわけですが、この改正の概要については、条例案件が提出された際に読み上げましたので、再度言うつもりもありませんけれど、これに従って委員会では、条例案については、審査を行うことを要望しておりましたけれど、提出をされました資料を確認しておりますと、ちょっと違うものが提出されておるので確認ですが、例えば、江口議員が提出されました児童福祉法のこの最終改正が平成23年8月30日となっております。また児童虐待の防止等に関する法律の最終改正は平成19年6月3日法第73号となっております。これはどういう意味で提出されたかという理由の説明、または、提出されたことについて確認等の質疑があったのかどうか。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

提出された資料の中身については、審査は行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

何のために提出されたか、質疑はなかったということですね。それと続きまして、江口議員提出されております条例比較表がありますけれど、これ他の自治体の条例が記載されておりますが、先ほど言いましたように平成28年5月23日法63号以降に制定されたものか、以前に制定されたものなのか、質疑がありましたか。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

そういった審査は今のところ行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

江口議員が提出されております条例案と児童虐待防止等に関する法律との比較表がありますが、児童虐待防止等に関する法律での、ここに空白の欄が多く見られるわけですが、この児童虐待防止等に関する法律、これはあくまでも、平成28年に制定されたものですが、この法律には目的定義その他空白になっているところについては、法には何も定めがないのかどうか、そういう確認をされましたか。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

今言われました確認は行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

江口議員提出の「子ども虐待対応の手引き（平成25年8月 改正版）」厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課から出されております資料が江口議員から提出されておりますが、市が児童虐待防止対応の手引きの内容、このことを知っているかどうか確認がありましたか。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

執行部のほうから資料が提出されているということでありましたけれど、その比較の中で、厚生省の要保護児童対策地域協議会設置運営指針、これは平成29年3月31日に改正されております。これは江口議員からも資料として提出されておりますけれど、資料を見ますと、協議会の構成員のところに、平成29年3月31日出された指針の改正の構成員、これは、資料の中の組織に当たるとは思いますけれど、内容を確認していきますと、先ほど委員長報告の中で、放課後児童クラブとかということを入れることが必要だというようなことを何か質疑の中であったという報告を受けましたけれど、既にこの新しい運営指針の中にはそういう構成メンバーがきちんと載っているわけですね。だけど、市が出されたものについては、正確に比較はできてない。なぜなのかとかいう質疑はありましたか。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

そういった質問はあっておりません。

○議長（藤浦誠一）

26番 道祖 満議員。

○26番（道祖 満）

福祉文教委員会もしくは本会議等で児童虐待についての質疑がどういうふうにあったかという

ことで、資料要求しておりましたけれど、それが提出されております。それを見る限りにおいては、平成28年10月28日決算特別委員会で質疑があった。平成29年9月に一般質問があった。平成29年9月25日決算特別委員会で質疑があったということのみですけれど、今日まで、福祉文教委員会では、児童虐待の質疑は行われていないという説明があったのでしょうか。そのところは確認とれましたでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

確認はしておりません。

○議長（藤浦誠一）

ほかに質疑はありませんか。7番 川上直喜委員。

○7番（川上直喜）

私はこの議案について継続審査にすることについては大事なことと思っています。それは市民の意見を聞いて十分によいものと考えていくということに資するからだと思うのですが、質問は、慎重に市民と意見交換しながら検討していくというのには時間がかかるわけですが、今の子どもをめぐる状態というのは非常に深刻になっているので、この提案理由の児童虐待から飯塚市の子どもを市民みんなで守るためという点について言えば、緊急に飯塚市議会として決議を上げ我々自身の決意を示すとともに、行政にも、市民にも、その趣旨を呼びかけていくという決議を上げることが重要だろうと思うのですが、そういうことについて、福祉文教委員会では検討されたか、あるいは今後検討される可能性があるかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

そういった質疑は今のところ行われておりません。

○議長（藤浦誠一）

ほかに質疑はありませんか。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

質問は1点なのですが、私もあの審査要望をお願いしていたのですが、地域協議会に対する行政からの聞き取りということは委員長報告あったのですが、地域、またこの条例に係る他の団体のほうへも現場に携わる行政のほうから聞き取りをしてほしいというお願いをしておりましたが、その点について審議はありましたでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

審議は行っておりません。

○議長（藤浦誠一）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

私は、「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」の継続審査に、賛成の立場としての討論、さらに要望を加えて述べさせていただきたいと思います。

去る25日の福祉文教委員会を傍聴させていただきました。その際、条例比較表を含め条例の検討経緯、さらには児童虐待防止法及び児童福祉法と今回の条例案等参考となる他自治体類似条例の比較表を拝見させていただきましたが、大変な時間と知恵もしくは労力を駆使されて、大変



ご苦勞されたことに敬意を表したいと思ひます。本当にお疲れさまでした。

私は、今回の条例の継続審査には賛成の立場ですが、本会議の折にも質問しましたように、本市には児童福祉法という国の法律にのっとり、要保護児童対策地域協議会として、飯塚市要保護児童連絡協議会を設置し、各種関係機関等と連携しながら、要支援児童の保護、対応、支援を現在行っています。つまり、提出議案が提出された内容とほぼ同等の協議会は存在し、現在もお活動されているという実態があるわけです。したがって、その連絡協議会にどのような不備や問題点があるのかを明確にし、今回の新たな地域対策協議会でどのような改善が加わり、今までと異なる保護や支援等が可能になるのかについては、委員会の中でも明らかにはされていなかったと私は感じました。つまり、十分な論議に至っていなかったのではと思っています。さらに情報共有がうまくいっていない、虐待の状況が見えない、知られていないといった困り感から、児童虐待防止条例の必要性を感じたといった説明がなされていたと思いますが、児童虐待は守秘義務が最優先事項として考慮し、資料や情報共有する際も、業務遂行に必要な最低限度で活用するなど慎重な取り扱いが厚生省の児童虐待の防止に関する法律の中にも、こう規定されています。もちろん守秘義務の罰則規定についても、児童福祉法で詳細にわたって法規定していることなどから課題として大きな壁となっているのではないかと考えます。さらに、実務者レベルの事務局となる子育て支援課や実働部隊の主流となる田川児童相談所の担当者等との現状把握に対する現状認識、課題等の解決に向けての話し合いが不十分のような気がしてなりません。

また、私が今述べたところも含め、同僚議員が審査請求されておりました平成28年度6月施行の児童福祉法の改正及び平成29年4月の児童虐待の防止に関する法律の一部改正に基づいて今回の条例と比較し、引き続き今後の委員会において慎重な審査をしていただくことを要望いたしまして、今回の継続審査の賛成討論を終わりたいと思ひます。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第58号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願ひます。

（起立）

賛成多数。よって本案は原案可決されました。

次に、「議案第65号 専決処分の承認（飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例）」及び「議案第66号 専決処分の承認（飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例）」、以上2件の委員長報告はいずれも承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案2件はいずれも承認されました。

次に、「議員提出議案第4号 飯塚市の子どもをみんなで守る条例」の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は継続審査とすることに決定いたしました。

協働環境委員長の報告を求めます。20番 上野伸五議員。

○20番（上野伸五）

協働環境委員会に付託を受けました、議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第59号 飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例」及び「議案第60号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」、以上2件については、それぞれ執行部から議案書

に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第64号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」については、執行部から、議案書及び提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回の改正により負担がふえるのは、どのような世帯なのかということについては、世帯の総所得でおおむね730万円以上の世帯であるという答弁であります。

以上のような審査の結果、本案については承認すべきものと決定いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(藤浦誠一)

協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。7番 川上直喜議員。

○7番(川上直喜)

私は、ただいまの協働環境委員長報告のうち、議案第64号に反対の立場から討論を行います。

「専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」については、地方税法施行令の改正に伴うものとは言いながら、賦課限度額の引き上げ、医療保険分54万円を58万円にするものであります。この改正につきましては、なお一般庶民の暮らしを脅かす、そういうふうになっておりますので、賛成をすることができません。討論を終わります。

○議長(藤浦誠一)

ほかに討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第59号 飯塚市消費生活センター条例の一部を改正する条例」及び「議案第60号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」、以上2件の委員長報告はいずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案2件はいずれも原案可決されました。

次に、「議案第64号 専決処分の承認(飯塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

(起立)

賛成多数。よって本案は承認されました。

経済建設委員長の報告を求めます。28番 平山 悟議員。

○28番(平山 悟)

経済建設委員会に付託を受けました議案2件について、審査した結果をご報告いたします。

「議案第61号 市道路線の認定」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第62号 専決処分の承認(平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第1号))」については、執行部から、補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、承認すべきものと決定いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長(藤浦誠一)

経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第61号 市道路線の認定」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって本案は原案可決されました。

次に、「議案第62号 専決処分の承認（平成30年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第1号））」の委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は承認されました。

経済・体育施設に関する調査特別委員会に付託していましたが「議案第68号」、「議案第69号」及び「請願第15号」、以上3件を一括議題といたします。経済・体育施設に関する調査特別委員長の報告を求めます。11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

本特別委員会に付託を受けました議案2件及び請願1件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第68号 平成30年度飯塚市一般会計補正予算（第2号）」については、執行部から補正予算書並びに提出資料に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、庄内温泉筑豊ハイツ再整備事業計画を改訂したのはなぜかということについては、民間での宿泊施設整備は、立地場所の問題や繁忙期・閑散期の差が非常に大きく、収益的に厳しく困難であるとの意見を受け、公設で整備しなければ宿泊施設を設けることができないと判断し、公設民営の方針に変更したものである。また、整備方法について、設計及び工事施工期間を行政が設定する従来の発注方式とは異なり、民間からの提案によって工期の短縮が図れること及び地方債を起債して、財源の確保が可能となることから、市が資金調達を行い、民間事業者による施設整備、維持管理・運営業務を行うDBO方式としたものであるという答弁であります。

次に、同計画の基本方針において、新施設の事業期間を「開業後20年間は、事業を継続するもの」としているが、不明確な表現である。20年ということを確認すべきではないのかということについては、公募に当たってはそのように修正するという答弁であります。

次に、ことし1月に見直しを行った市の財政見通しを再検討する必要はないのかということについては、今回の計画改訂により変更となることは認識しているが、具体的な見直しはまだ行っていない。合併特例債の活用を考えているため、財政見通しの中で合併特例債を活用予定としていた事業は、他の起債に振りかえていくことを考えているという答弁であります。

次に、本事業に関して市への収入は見込んであるのかということについては、施設の賃料による収入を想定しているが、その額は事業者の提案の一つであるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、公設民営であるのに市の責任が果たされておらず、本案には賛成できないという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第69号 市道路線の認定」については、執行部から、議案書に基づき補足説明を受け、審査した後、採決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願」については、紹介議員から趣旨説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、請願の内容は実現可能なものなのかということについては、新体育館建設基本計画においては、全体の延床面積を8800平方メートル程度とすること、メインアリーナにバスケットコート3面、サブアリーナにバスケットコート1面、観覧席として、

移動席を含め2千席を確保することとしているが、それ以外の弓道場を含めた諸室の広さについてはまだ決定していない。現在、新体育館等建設設計者の選定を行っている段階であり、今後、設計を進める中で、関係する各競技団体とも協議しながら調整していきたいという答弁であります。

以上のような審査の後、本件については慎重に審査するという事で、継続審査とすることに決定いたしました。以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

経済・体育施設に関する調査特別委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。7番 川上直喜議員。

○7番（川上直喜）

私は、ただいまの経済・体育施設特別委員長報告のうち、議案第68号及び69号に反対の立場から討論を行います。

「平成30年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」は、15億円をかける筑豊ハイツの新築建てかえに踏み出すためのものであります。本市は、昨年策定の第2次総合計画において、地方自治体の本旨が住民の福祉の増進を図るところにあることを明記いたしました。筑豊ハイツは国道201号沿線に位置して、西鉄バスの減便や廃止、コミュニティバスの課題はありますが、本来は交通の便はよく、もともと県営の筑豊緑地と一体に国が責任を持ち、後に庄内町、そして本市が経営し、近郊都市を含めて、地域から温泉のある宿泊施設として親しまれてきました。

この再整備について、日本共産党は、子育て真っ最中の若い世代を初め、地域の勤労者、市民が宿泊を含めて、余暇を安価に楽しめるバリアフリーの施設整備には公的責任が求められるが、飯塚市が単独で整備するのではなく、国が支援し、福岡県が主導するもとの、近隣自治体が協力するシステムでこそ、良質のサービスを安価に安定的に提供でき、福岡県や国への働きかけを提案してきました。

片峯市長はこの市民要求に根差した提案に耳を貸さず、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの選手団の強化合宿を、国の応援を受けて誘致しましたが、バリアフリーの部屋が10室足りないなど、新たな事由を挙げて、急げ急げと民設民営方式を打ち出しました。ところが、民間事業者との十分な打ち合わせの上、破格の条件で募集したはずなのに、応募がなく失敗という形を迎えました。その反省もないままに打ち出した今回方式は、公設民営とは言いながら、市として利用拡大を図るべき市民の意見をまともに聞くこともなく、民間事業者に依存してがむしゃらにたどり着いたものと言わざるを得ません。

片峯市長になって急速に進む大型事業の暴走が市民の暮らしを圧迫しているのに、市財政の見直しを見直すことも後回しにしているのであります。今からでも、飯塚市が単独で整備するのではなく、国が支援し、福岡県が主導するもとの、近隣自治体が協力する方式で、市民の負担を大きく軽減する方向へかじを切るべきであります。

なお、先ほどの委員長報告において、「20年は」という表現について質問したのは、この「20年は」という曖昧さが、将来、麻生グループの株式会社に対する市有地無償貸付延長につながる弱点と共通のものを生み出すのではないかと、そういう指摘を委員会でしたわけでありまして、よって、今回の補正予算案には賛成できません。

また、この構想に伴う市道認定については認めることはできません。

次に、請願第15号については、継続審査に賛成するものですが、この際、意見を述べておきたいと思っております。

請願者の飯塚市弓道連盟が求めている第1は、弓道場の建てかえに当たり、既存の規模より縮減することなく、現弓道場と同等もしくはそれ以上の拡充を図っていただきたいこととあります。この点について市に質問したところ、市は9人並んで競技を行うスペースを含めた現状維持につ

いて、弓道連盟と協議、調整をするとのことでした。少なくとも、この点については一致点があることがわかりました。

第2は、日本の伝統的武道としての弓道文化を尊重し、静謐、清澄な雰囲気の中で、これを行うにふさわしいたたずまいを持つ道場を設置されたい。それについては、単体独立構造を含む弓道場設置を含めて望むとのことであります。この点について市は、静謐で落ちついた雰囲気ということについて、弓道連盟のイメージを聞きたいと答えました。さらに、弓道場を単体、独立で整備しても、新体育館への集約の対象から外してしまえば、最適化債の適用に何の問題もないということも明らかになったのであります。

この際、市は市議会で請願を審査中であるということ踏まえて、市の考えを押しつけることなく、市弓道連盟とは誠実な協議と調整を行うように強く求めておくものであります。以上で討論を終わります。

○議長（藤浦誠一）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。議題中、「議案第68号 平成30年度 飯塚市一般会計補正予算（第2号）」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は原案可決されました。

次に、「議案第69号 市道路線の認定」の委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員はご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって本案は原案可決されました。

次に、「請願第15号 飯塚市弓道場に関する請願」の委員長報告は継続審査であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

「議案第67号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を、議題といたします。提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（片峯 誠）

ただいま上程されました「議案第67号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」についてご説明いたします。議案第67号は平成30年7月17日付をもって任期満了になります飯塚市等公平委員会委員につきまして、田代隆博氏を選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。以上、提案理由の説明を終わります。

○議長（藤浦誠一）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第67号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について同意することに賛成の議員はご起立願います。

( 起 立 )

全会一致。よって本案は同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第5号」から「議員提出議案第8号」までの4件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。26番 道祖 満議員。

○26番(道祖 満)

「議員提出議案第5号」、「議員提出議案第6号」、「議員提出議案第7号」及び「議員提出議案第8号」、以上4件について、提案理由の説明をいたします。

本案4件はいずれも意見書案であり、配付しておりますので案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。地方財政の充実・強化を求める意見書案は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(経済財政政策担当)及び内閣府特命担当大臣(地方創生規制改革担当)宛てに、少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書案は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣及び内閣官房長官宛てに、ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書案は、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び国土交通大臣宛てに、旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書案は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣及び内閣官房長官宛てにそれぞれ提出したいと考えております。以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(藤浦誠一)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案4件は会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案4件はいずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第5号 地方財政の充実強化を求める意見書の提出」、「議員提出議案第6号 少人数学級の推進などの定数改善、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を求める意見書の提出」、「議員提出議案第7号 ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書の提出」、及び「議員提出議案第8号 旧優生保護法による不妊手術の被害者救済を求める意見書の提出」、以上4件について、いずれも原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって本案4件はいずれも原案可決されました。

「報告第5号 専決処分の報告(カーブミラー転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解)」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長(中村 章)

報告第5号、専決処分についてご報告いたします。この報告は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、カーブミラーの転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものです。

議案書の81ページをお願いいたします。本件事故は、平成30年2月28日水曜日夜半から3月1日木曜日の未明にかけての暴風雨により、鯉田地内市道笠松市の間線沿いにおいて、当事者宅周辺で激しい音がしたため、朝6時ごろに、自宅周辺の状況を確認したところ、歩道上のカーブミラーが根元から倒れ、ブロック塀越しに当事者宅の窓格子を破損させたものでございます。本件の事故の過失割合は、市側が100%であり、損害賠償額は7700円となっております。

道路の交通安全施設等の点検につきましては、職員への呼びかけ、道路パトロールを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、さらに気をつけて行ってまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第6号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な訴えの提起）」及び「報告第7号 専決処分の報告（市営住宅の管理上必要な和解の申し立て）」、以上2件の報告を求めます。住宅政策課長。

○住宅政策課長（町野昌宏）

報告第6号及び第7号につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、市営住宅の管理上必要な訴えの提起及び和解の申し立てをいたしましたので、同条第2項の規定により、ご報告いたします。

議案書の83ページをお願いします。第6号につきましては、市営住宅の管理上必要な訴えの提起に関するものでございます。事件の概要に記載されております8名の者は、住宅使用料を滞納し、催告にもかかわらず納入せず、協議のための呼び出しにも応じないため、福岡地方裁判所飯塚支部に、住宅の明け渡し等の訴えを提起したものです。

続きまして、議案書の84ページをお願いいたします。第7号につきましては、市営住宅の管理上必要な和解に関するものでございます。事件の概要に記載されております4名の者は、住宅使用料を滞納し、催告にもかかわらず納入しなかったため、契約解除を通知したところ、滞納使用料を一部納入し、和解の意思を示しました。このため、飯塚簡易裁判所に和解を申し立てたものです。

今後も引き続き、支払いに誠意を示さない滞納者につきましては、公正・公平性の観点から、厳正に法的措置を行い、適正化に努めてまいります。以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第8号 継続費繰越計算書の報告（平成29年度飯塚市一般会計）」及び「報告第9号 繰越明許費繰越計算書の報告（平成29年度飯塚市一般会計）」、以上2件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（落合幸司）

報告第8号及び報告第9号についてご報告いたします。

議案書の85ページをお願いいたします。報告第8号の継続費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、報告を行うものでございます。内容につきましては、次の86ページの継続費の繰越計算書によりご説明いたします。

一般会計におきまして、8款土木費、1項土木管理費、大規模建築物耐震改修促進事業費補助金について、平成30年度に逐次繰り越したものでございます。

次に、議案書の87ページをお願いいたします。報告第9号の繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告を行うものでございます。内容につきましては、次の88ページの繰越明許費繰越計算書によりご説明いたします。

一般会計におきまして、2款総務費、1項総務管理費、菰田地区活性化事業検討事業から、10款教育費、5項社会教育費、鯉田公民館施設管理費各所補修工事までの12件の事業につき

ましては、主に国の補正予算活用に伴う前倒し事業であること。着手時期と事業に必要な期間の関係等により、年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費を設定いたしておりましたが、翌年度繰越額の合計の欄に記載しておりますように、合計で9億505万1710円を平成30年度へ繰り越したものでございます。以上で報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第10号 平成29年度飯塚市土地開発公社の決算」及び「報告第11号 平成30年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。土木建設課長。

○土木建設課長（中村洋一）

報告第10号及び報告第11号は、関連がございますので、一括してご報告いたします。

本件2件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

まず、最初に、議案書の89ページをお願いいたします。「報告第10号 平成29年度飯塚市土地開発公社の決算」について、ご説明いたします。別冊になっております「平成29年度飯塚市土地開発公社の決算書」の1ページをお願いいたします。

平成29年度の事業報告でございます。事業計画では、事業件数2件、面積2833平方メートル、事業費1億1808万7千円でありましたが、平成29年度の事業実績といたしましては、水江排水ポンプ場敷として、面積2343.04平方メートルを9090万9952円で執行いたしております。なお、他の事業計画につきましては、平成30年度以降へ繰り越しの予定であります。

3ページをお願いいたします。事業の説明となります。ただいま説明いたしました事業の実施状況を事業ごとに記載したものでございます。内容の説明は省略させていただきます。

4ページをお願いいたします。平成29年度の収入支出報告書でございます。収益的収入及び支出ですが、収入決算額613万4446円、支出決算額935万9403円となっております。

5ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございますが、収入決算額9090万9952円、支出決算額9610万590円となっております。

6ページをお願いいたします。平成29年度の損益計算書でございます。ページの一番下に記載いたしておりますとおり、平成29年度の当期純損失は、322万4957円となっております。

7ページをお願いいたします。平成29年度の貸借対照表でございます。ページ下段、前期繰越準備金322万4957円に対し、当期純損失が322万4957円ですので、平成29年度の準備金は0円となっております。

次の8ページから12ページまでに、キャッシュフロー計算書、財産目録及び附属明細表を付けております。内容の説明につきましては省略させていただきます。

次に、議案書の90ページをお願いいたします。「報告第11号 平成30年度飯塚市土地開発公社の事業計画及び予算」についてご説明いたします。

91ページをお願いいたします。土地開発公社の事業計画となります。特別分の継続事業が1件、面積で489平方メートル、土地購入費2627万2千円と、補償費90万5千円で合計2717万7千円を事業費といたしまして計上しておりますが、平成30年度での事業計画は、ございません。

次の92ページに平成30年度の予算、93ページには予算実施計画を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第10号、報告第11号の報告を終わらせていただきます。



○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第12号 平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」及び、「報告第13号 平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」、以上2件の報告を求めます。文化課長。

○文化課長（久保山博文）

「報告第12号 平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」及び「報告第13号 平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」について、ご報告いたします。

議案書の94ページをお願いいたします。「報告第12号 平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の決算」につきましてご説明いたします。

本報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。別冊、「平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団決算書」により報告させていただきます。

決算書の1ページをお願いいたします。公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、本市における文化芸術の振興を図るため、飯塚市文化会館指定管理者業務と受託事業として、コミュニティセンターほか3施設の管理業務、公民館、現交流センターの支援業務に取り組んでおります。

飯塚市文化会館指定管理者業務は、文化会館管理運営業務と芸術文化振興事業が主なものとなっており、2ページ、3ページにその概要を記載しております。

3ページ、自主文化事業につきましては、観賞事業、参加育成事業、出前講座事業、支援事業、その他文化芸術の情報提供及び発信事業の5事業を実施しております。

8ページから11ページに平成29年度の公益財団法人の理事会等の開催状況、11ページから12ページにかけて、受託事業に係る事業概要、施設の利用状況等を記載しております。

13ページをお願いいたします。平成29年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の正味財産増減計算書でございますが、決算額の経常収益、計2億5815万4210円から14ページ、経常費用、計2億5943万9531円を差し引きました当期経常増減額はマイナス128万5321円となり、これに一般正味財産期首残高、指定正味財産期末残高を加えた正味財産期末残高は1億1609万5031円となっております。

15ページ、16ページに正味財産内訳書、17ページに貸借対照表、18ページに財産目録、19ページには事業団の監査報告書を掲載しておりますが、内容の説明は省略させていただきます。決算につきましては以上でございます。

続きまして、「報告第13号 平成30年度公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団の事業計画及び予算」につきましてご説明いたします。

議案書の95ページをお願いいたします。本報告につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

公益財団法人飯塚市教育文化振興事業団は、公益財団法人として、飯塚市における市民の芸術及び文化活動の振興を図り、個性豊かな地域文化の創造、発展に寄与することを目指しております。

議案書96ページをお願いいたします。平成30年度事業計画の概要、予算額を記載しております。事業計画の概要の説明につきましては、省略させていただきます。

99ページをお願いいたします。平成30年度当初予算額は、経常収支、計2億5885万6千円に対し、100ページ、経常費用、計2億5835万8千円でございます。当期一般正味

財産増減額は49万8千円となり、一般正味財産期末残高は、1181万1352円、これに指定正味財産期末残高を加えた、正味財産期末残高は1億1181万1352円でございます。

収入の主なものは、文化会館指定管理料、施設利用料金収入及び受託収入であります。支出の主なものは、文化会館施設管理費、イイヅカコミュニティセンター等の施設管理費などでございます。

101ページから102ページにかけまして、収支予算書内訳表を記載しておりますが、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第12号、報告第13号の報告を終わらせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件はいずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第14号 平成29年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算」、「報告第15号 平成30年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」、「報告第16号 平成29年度一般財団法人筑穂勤労者福祉協会の決算」及び「報告第17号 平成30年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算」、以上4件の報告を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大庭敏一）

報告第14号、報告第15号、報告第16号及び報告第17号について、報告させていただきます。本件4件につきましては、いずれも地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

議案書の103ページをお願いいたします。まず、「報告第14号 平成29年度一般財団法人サンビレッジ茜の決算」について、ご説明いたします。別冊となっております一般財団法人サンビレッジ茜の平成29年度事業報告及び決算書の1ページ、公益事業報告をお願いいたします。

公益事業につきましては、実施事業の概要につきまして、1ページから3ページにかけて記載しておりますとおり、人工芝スキー場や茜ドームなど、スポーツ施設やロッジ・キャンプ場の宿泊施設等を有効活用しながら、自然体験等野外活動の振興、勤労者等の余暇活動の充実、スポーツ団体・学校団体、公共団体及び民間団体等の交流促進を図ることにより、住民福祉の向上、青少年の健全育成、活力と魅力あふれる地域づくりに寄与することを目的として実施しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

平成29年度の公益事業の収支決算につきましては、4ページから7ページに収支決算書を添付しております。

5ページの上段に記載しておりますとおり、収入の決算額は7558万346円、支出の決算額は、6ページの下段に記載しておりますとおり、8177万5748円となっております、単年度収支としましては、619万5402円の赤字となっております。

前期繰越収支差額が394万7065円となっておりますので、次期繰越収支差額は224万8337円の赤字となっております。

以下、8ページから13ページにかけまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

次に、収益事業についてご報告いたします。14ページをお願いいたします。

収益事業につきましては、公益事業の目的達成のため、食の提供等を通じて、公益事業を補完する事業としております。1及び2に記載いたしておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

収益事業の収支決算につきましては、15ページから16ページに収支決算書を添付しております。15ページの中段やや下に記載しておりますとおり、収入の決算額は1600万5199円、支出の決算額は、16ページの上段に記載しておりますとおり1614万

3465円となっております、単年度収支としましては13万8266円の赤字となっております。前期繰越収支差額が4万3987円となっておりますので、次期繰越収支差額は9万4279円の赤字となっております。

以下、17ページから20ページにかけまして、貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案書の104ページをお願いいたします。「報告第15号 平成30年度一般財団法人サンビレッジ茜の事業計画及び予算」につきましてご説明いたします。

議案書105ページをお願いいたします。平成30年度一般財団法人サンビレッジ茜公益事業計画につきましては、105ページから106ページにかけまして、事業の基本方針及び内容7項目について記載しております。

各種団体や地域との連携を図りながらにリニューアルする施設、設備を有効に活用し、総合的な自然体験型教育施設づくりにも引き続き取り組むこととしております。公益事業の予算につきましては、107ページに記載しておりますとおり収入支出とも同額の8770万円を予定いたしております。詳細内容につきましては、以下108ページから111ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

112ページをお願いいたします。次に、収益事業計画といたしましては、1及び2に記載しておりますとおり、公益事業の目的達成のため、食の提供等を通じて公益事業を補完する事業として実施するもので、レストランによる食事の提供が主な事業となっております。予算につきましては、113ページに記載しておりますとおり、収入支出とも同額の1862万円を予定しております。詳細内容につきましては、以下114ページから115ページに記載しておりますとおりでございます。内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、「報告第16号 平成29年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の決算」について、ご説明いたします。別冊となっております一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の「平成29年度事業報告及び決算報告」の1ページ、平成29年度事業報告をお願いいたします。

実施事業の概要につきまして、1ページから5ページにかけて記載しておりますとおり、客室、会議研修室、テニスコートの貸与やレストラン及び入浴施設を運営することにより、青少年の健全な育成と公共の福祉の増進及び平成29年4月に2020年東京オリンピック・パラリンピック競技別強化拠点施設として、スポーツ庁から指定を受け、車いす競技のトップアスリートが強化合宿を実施するなど、車いすテニスの普及促進にも寄与することを目的としております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

平成29年度の収支決算につきましては、8ページから13ページに正味財産増減計算書を添付しております。8ページの中段に記載しておりますとおり、収入の決算額は1億7390万2385円、支出の決算額は、9ページの下段に記載しておりますとおり1億7170万5756円となっております、単年度収支としましては219万6629円の黒字となっております。

また、正味財産期末残高は10ページの下段に記載しておりますとおり、310万3378円となっております。

その他、6、7ページ及び14ページから18ページにかけましては、貸借対照表、財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録及び監査報告書を添付しております。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

続きまして、議案書の117ページをお願いいたします。「報告第17号 平成30年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画及び予算」につきまして、ご説明いたします。

議案書118ページをお願いいたします。平成30年度一般財団法人筑豊勤労者福祉協会の事業計画につきましては、118ページから120ページにかけまして、事業の基本方針及び重点項目について記載いたしており、今年度も2020年東京オリンピック・パラリンピック競技別

強化拠点施設として、日本車いすテニス協会との連携を図りながら、施設の有効活用を図ってまいります。

その他、インターネットのホームページを利用した施設の紹介や新聞広告の掲載、チラシ折り込みの拡大とともに、地域の企業や公共施設等への営業活動の強化を図り、多くの方に利用していただけるよう努めてまいります。

事業の予算につきましては、121ページから122ページに記載しております。収入の予算額は、121ページ中段に経常収益計として記載しております1億8581万3千円、支出の予算額は、122ページ下段に経常費用計として記載しております1億8273万円を予定しており、差引308万3千円の黒字を見込んでおります。

また、正味財産期末残高についても308万3千円を見込んでおります。内容の説明につきましては、省略させていただきます。

以上、簡単ではございますが、報告第14号、報告第15号、報告第16号及び報告第17号についての報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件4件はいずれも報告事項でありますのでご了承願います。

「報告第18号 専決処分<sup>（1）</sup>の報告（交通事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小川敬一）

報告第18号、専決処分の報告についてご報告いたします。追加議案書の5ページをお願いいたします。

報告の前に、今回、二瀬交流センターの公用車借用者が起こしました事故により、市に損害を与えましたことにつきまして、深くおわび申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、交通事故に係る損害賠償額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

今回の事故は、平成30年4月17日午前9時50分ごろ、二瀬交流センターの公用車借用者が同交流センター駐車場で、方向転換するためバックした際に、駐車中の車両に車両右後方部が接触し、相手方車両の右前方バンパー及びライトを損傷させたものでございます。

6ページの事故現場見取り図をあわせてご参照願います。損害状況につきましては、相手方が右前方バンパー及びライトを損傷、市側は特に損傷なしとなっております。当該事故における過失は市側が100%であり、損害賠償額は15万8112円となっております。

今回の事故につきましては、公用車借用者が車両をバックする際に、後方確認を十分に行わなかったことが原因でございます。公用車貸し出しに当たっての交通事故防止につきましては、貸し出しに際しまして、十分安全運転に努めるよう注意喚起を行っておりますが、今後とも引き続き十分に安全運転の注意喚起を行うよう指導し、再発防止を図ってまいりたいと考えております。大変申しわけございませんでした。以上、簡単ではございますが、専決処分の報告を終わります。

○議長（藤浦誠一）

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

公用車借用者が事故をしたということですが、市側のほうが支払いをする。市側と公用車借用者との間には何らかの支払い等々が発生するのかどうか、その点についてはどうなっているのでしょうか。

○まちづくり推進課長（小川敬一）

今回の事故に関しましては、公用車貸し出しに関します「飯塚市交流センター公用車の貸出しに関する要綱」に基づいて、公用車の貸し出しを行っております。その要綱の中で、使用者につきまして、事故等の届け出をすること。それから使用者は貸し出し公用車を損傷し、または損傷した場合につきましては、届出書で市長に届けるものとなっております。損害賠償等の取り決めにつきましては、所有者責任という形で市側の公用車でございますので、使用者につきましては、使用の申請書兼誓約書の中では、一応そういう形の旨を記載しておりますので、今回の事故に関しましては、全国市有物件災害共済会の相互保険の対象という形で、市側のほうで負担をしているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

14番 江口 徹議員。

○14番（江口 徹）

お聞きしたのは、被害者の方に対して市側が支払いをするのは、そのとおりであり得ることだと思うんですけど、市側から貸し出した相手に対して、その分をお支払いくださいということとはやっていないということによろしいですか。

○まちづくり推進課長（小川敬一）

そのとおりでございます。

○議長（藤浦誠一）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

署名議員を指名いたします。10番 秀村長利議員、24番 森山元昭議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、平成30年第2回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでございました。

午前11時42分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

( 出席議員 27名 )

1番	藤浦誠一	16番	吉田健一
2番	佐藤清和	17番	福永隆一
3番	瀬戸光	18番	城丸秀高
4番	兼本芳雄	19番	松延隆俊
5番	光根正宣	20番	上野伸五
6番	奥山亮一	21番	田中博文
7番	川上直喜	22番	鯉川信二
9番	明石哲也	23番	古本俊克
10番	秀村長利	24番	森山元昭
11番	永末雄大	25番	勝田靖
12番	田中裕二	26番	道祖満
13番	守光博正	27番	坂平末雄
14番	江口徹	28番	平山悟
15番	梶原健一		

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 井 桁 政 則

議会事務局次長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 伊 藤 拓 也

書 記 今 住 武 史

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 安 永 明 人

行政経営部長 倉 智 敦

市民協働部長 森 口 幹 男

市民環境部長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 山 本 雅 之

都市建設部長 今 井 一

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 實 藤 和 也

国際交流推進室長 原 田 一 隆

都市施設整備推進室長 藤 中 道 男

環境施設等広域化担当次長 永 岡 秀 作

公営競技事業所長 山 本 康 平

福 祉 部 次 長 石 松 美 久

都市建設部次長 堀 江 勝 美

財 政 課 長 落 合 幸 司

まちづくり推進課長 小 川 敬 一

商工観光課長 大 庭 敏 一

住宅政策課長 町 野 昌 宏

土木管理課長 中 村 章

土木建設課長 中 村 洋 一

文 化 課 長 久保山 博 文